

改正介護保険法で自治体懇談!

～“介護予防・日常生活支援総合事業”創設に向けて～

6月15日、国会で介護保険「改正法」が成立しました。2012年度から施行となる改正法では新たに「介護予防・日常生活支援総合事業」が創設されます。この事業は各自治体の判断により予防給付と生活支援サービスとの総合的な実施を可能にするものであり、要支援と非該当とを行き来する高齢者に対し総合的で切れ目ないサービスを提供できるとされています。しかし、支援総合事業によってヘルパーによる生活支援がこれまで同様受けられなくなるのではなどの状況も危惧されます。群馬中央医療生協としては、利用者さんの尊厳が守られこれまでと同様にサービス提供が継続でき安心して在宅で生活し続けられるように事業所からの事例紹介を通して訴えることと、「介護予防・日常生活支援総合事業」について何うことを主な目的とし、8月に前橋市(10日)・桐生市(18日)・伊勢崎市(19日)・太田市(30日)との懇談を実施しました。

今回は前橋市・桐生市・伊勢崎市での状況をお知らせいたします。なお、改正介護保険法の具体的な内容については次号から連載を予定いたします。

私たちの援助が生活を支えている。ヘルパーが切実に訴える!

8月10日(水)前橋市、18日(木)桐生市、19日(金)伊勢崎市とそれぞれ懇談が行われました。前橋市からは介護高齢課・介護保険室より各担当者6名、桐生市からは長寿支援課4名が、伊勢崎市からは介護保険課5名・地域包括支援センター13名が参加。当生協からは専務理事・介護部長

をはじめ、当該の各介護事業所・診療所よりヘルパー7名、ケアマネージャー2名、看護師1名、事務1名、本部3名、理事が前橋2名、桐生2名、伊勢崎1名、伊勢崎支部運営委員4名で、述べ29名の組合員・職員が参加しました。

「介護予防・日常生活支援総合事業」の準備はこれから…第5期介護保険事業計画の進捗状況については、いずれも介護保険認定者など対象者へのアンケートを実施中であり、新たに創設される「介護予防・日常生活支援総合事業」の準備状況についても「まだ始まったばかりで具体的なにも決まっていない(前橋市)」、「内容については精査していない状況、9月以降に具体的に検討していく(桐生市)」、「国の方針がはっきりしていない中で具体的にない(伊勢崎市)」と各市ともに明らかになっていないとの返答でした。前橋市では総合事業が自治体や地域により差が生じかねないことやボランティアによる支援は費用負担の問題もあり民間に依頼することもありえるなどこの事業の問題点ともいえる部分も出されました。

まず、各ヘルパーセッションから要支援で援助に入っている事例を2〜3つ報告しました。いずれもヘルパー援助を受けていますが、認知症の高齢者夫婦や老々介護

また独居で障害を持つているなどヘルパーの援助なしでは生活が維持できないケース

さらに、介護保険財政について前橋市・桐生市では給付費が増えていることから今後も厳しくなる旨の現状が指摘されました。

法改正により介護が必要な住民を泣かせない!

専務理事からは、法改正により介護が必要な住民を泣かせないことが当法人の基本的立場であること、要支援のサービスのあり方は住民・行政



前橋市との懇談



市)、「国の方針がはっきりしていない中で具体的にない(伊勢崎市)」



伊勢崎市との懇談

議会・介護事業者など幅広く議論を行う必要があること、見守りや配食などを含む「介護予防・日常生活支援総合事業」への対応において、医療生協への要望事項も自治体から発信していただきたいことなどが述べられ、継続した懇談の要望を伝えたとめをいたしました。

参加したヘルパーからは「担当者に現場の実態を知らせ、利用者の自立は生活を成り立たせるための支えという援助があつてこそだということをも多くの人たちの理解してもらわなければ」との感想が出されました。